

□議員名：岡山明

1 小野田霊園を含め、無縁墓（むえんぼ）の対策について

論点	本市において亡くなられた後、引取り手のない「無縁遺体」はどのくらいあるか。
回答	本市において、墓地・埋葬等に関する法律により火葬した無縁遺体の件数は、ここ３年の状況で、令和４年度が７件、令和５年度が４件、令和６年度が４件となっている。

論点	「無縁遺体」の具体的な取扱いを定めたマニュアルは作成されているか。
回答	本市において独自のマニュアルは作成していない。無縁遺体の取扱いについては、墓地・埋葬等に関する法律、または行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき行っている。また、厚生労働省及び法務省が作成した身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引も参考にしている。

論点	小野田霊園における返還数、改葬（永代供養墓・納骨堂・樹木葬など別のお墓に移動させること）数、また使用率はどうなっているか。
回答	返還数については、令和４年度が２５件、令和５年度が３７件、令和６年度が３４件であり、改葬の件数は、令和４年度が７１件、令和５年度が９７件、令和６年度が１０５件である。小野田霊園は１６区に分かれ、区画数は３,３２４区画である。令和６年度末現在で３,１６７件の貸出しがあり、使用率は９５.３％となっている。

論点	貸出数よりも返還数が多い傾向にある。使用率については年々減少している傾向であるが、墓地台帳に沿った管理をされているかどうか。
回答	墓地台帳に沿った運用管理を行っている。貸出募集をする際には、返還があった区画等も含め、貸し出せる状態として整備している。墓地台帳に基づき、適切に運用管理を行っている。

論点	後継者の確認ができない墓地の問題が大きな課題となっている状況で、墓地条例の使用権の項目の中に、第17条に使用権の消滅、第18条に墳墓を一定の場所に改葬するという規定がある。この規定の運用についてはどうか。
回答	墓地条例では、第17条に使用者または承継人が所在不明となり、10年を経過したときには、その使用権は消滅する。第18条に使用権の消滅から3年を経過したときは、市長はその墳墓を一定の場所に改葬することができるという規定があるが、これまでいずれの規定も適用した事例はない。

論点	南中川墓地にある市の無縁仏碑、裏にある納骨堂の問題もある。親族らによる引取りがない無縁遺骨、この問題が大きな課題となっている。無縁遺骨が増えている状況の中で、小野田霊園にある旧火葬場の跡地に、合祀墓、合葬墓の設置が必要ではないか。
回答	新たな合祀墓、合葬墓の設置については、地域の埋葬ニーズの多様化に応えるための一つの手法であるとは考えるが、現在は計画していない。

2 災害対応体制の初動段階の取組について

論点	全庁的な災害対応業務の実施体制の確保、特に初動対応に迅速かつ的確に災害対応できるように、各職員の業務を明確化した職員対応マニュアルを整備しているか。また、平時において訓練等の体制は整っているか。
回答	地域防災計画に沿ってマニュアルを整備し、携帯用資料として重要な部分を抜粋した職員の防災手帳を毎年作成、配付している。職員としての心構えや参集基準などについて説明している。また、発生時に迅速かつ効果的な対応を実現するために、閉庁時に発生したことを想定して、職員の参集可能状況を防災メールで確認する参集訓練や、初動対応のための職員間の連携や分割分担を確認など、発災後から災害本部運営までの流れをシミュレーションする訓練を実施している。

論点	国から示された「避難情報に関するガイドライン」を参考に本市で作成された発令基準の運用状況はどうなっているか。
回答	避難情報に関するマニュアルを定めている。発令基準については、災害種別ごとに定めており、気象台の発表する気象警戒情報、川の水位や流域、雨量などの数値を基準としている。土砂災害の場合、気象台が大雨警報、土砂災害を発表し、かつ土地が含む雨水の量が多い場合に、警戒レベル3となる高齢者等避難を発令。また、気象台と山口県が連名で土砂災害警戒情報を発表した場合には、警戒レベル4の避難指示を発令するようになっている。

論点	風水害（台風・大雨・高潮）での職員の参集体制の確保は地域防災計画に沿っているか。
回答	本市の風水害での職員の参集体制については、地域防災計画に発生した災害、または発生が懸念される災害の規模に応じて参集する職員を定めている。大雨災害を例にすると、気象台が大雨注意報を発表した場合は、第1警戒体制、大雨警報を発表した場合は第2警戒体制、気象台と山口県が連名で土砂災害警戒情報を発表した場合は水防本部体制、または災害対策本部体制となる。